

あいち朝日遺跡ミュージアムと名古屋文理大学との 連携に関する協定書

あいち朝日遺跡ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）と名古屋文理大学（以下「大学」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地域を中心とした連携活動を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域における連携活動を推進するため相互に協力し、両者が有する資源の効果的活用を図るとともに、次代を担う人材の育成を行い、もって活力のある個性豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 ミュージアム及び大学は、前条の目的を達成するため、以下の事項について相互に連携して協力と支援を行うものとする。

- (1) ミュージアム及び大学における文化芸術、学術研究等に関する調査研究及び教育
- (2) ミュージアム及び大学における調査研究等の成果公開
- (3) ミュージアム及び大学の活動の活性化と向上に関すること
- (4) その他ミュージアムと大学と協議して必要と認める事項

（連携の推進）

第3条 ミュージアムと大学は、前条の連携事項を円滑に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要な連絡調整を行う。

（秘密保持義務）

第4条 ミュージアムと大学は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について秘密保持義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、2026年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し出がない場合は、

本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、ミュージアムと大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各1通を保管する。

2025年10月3日

所在地	愛知県清須市貝塚朝日貝塚1番地
名 称	あいち朝日遺跡ミュージアム
代表者	館長 原 田 幹

所在地	愛知県稲沢市稲沢町前田365番地
名 称	名古屋文理大学
代表者	学長 景 山 節